

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会における家畜衛生部会の設置について（案）

平成十五年八月七日
食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会（以下「分科会」という。）に、家畜衛生部会を置く。

第二条 家畜衛生部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げるものとする。

- 一 食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策のうち家畜衛生に係るものを調査審議すること
- 二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定により食料・農業・農村政策審議会の権限に属させられた事項を処理すること

第三条 家畜衛生部会の議決は、分科会の議決とみなす。ただし、家畜衛生部会の議決に関し他の分科会若しくは部会との調整を要するとき又は家畜衛生部会の議決が食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策に係る重要なもので分科会において審議すべきものであるときは、この限りでない。

2 分科会長は、家畜衛生部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を家畜衛生部会長に通知するものとする。

3 分科会長は、前項の通知をしようとするときは、家畜衛生部会長の意見を聴かなければならない。